

「ニホンザル対策強化事業」 公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

- (1) 委託業務名
ニホンザル対策強化事業
- (2) 委託業務内容
別添「ニホンザル対策強化事業仕様書」のとおり
- (3) 委託業務の期間
契約締結日から令和9年3月15日まで
- (4) 委託料上限額
金17,038,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

応募者は、徳島県との緊密な連携体制の下で、仕様書に定める業務を効果的、効率的に実施することができる者（複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次の事項に該当しない者（コンソーシアムの場合はその構成員）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱及び徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (4) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- (7) 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに滞納金等に未納がある者。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。

- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないとい認められる者。

3 応募方法

(1) 提出書類

必要書類等	部数	提出期限
①参加申込書（様式第1号）	原本1部	令和8年8月7日 午後5時（必着）
②誓約書（様式第2号）		
③提案者の概要等（様式第3号）		
④添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） （ア）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証書）※写し付加 （イ）個人事業者の場合は個人事業開始届の写し （ウ）会社概要が分かる書類（パンフレット等） （エ）直近2期分の決算書又はこれに類する書類 （オ）事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がない旨の証明書 （カ）コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）		
⑤企画提案書（様式第4号） 又は、任意様式企画提案書		
⑥見積書（任意様式）	原本1部 副本7部	令和8年8月14日 午後5時（必着）

※④添付書類について、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者においては、提出を必要としない。

(2) 提出方法

持参（午前10時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便に限る）すること。

(3) 提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 農林水産部 鳥獣対策課 鳥獣対策担当

(4) 質問及び回答

ア 質問の受付期間

令和8年7月31日（金）まで

午前10時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

イ 質問内容

原則として、業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、業務の仕様や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

ウ 質問方法

当該公募に係る質問は、様式第5号により、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で質問すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

エ 質問に対する回答

質問受付期間終了後に一括して、徳島県のホームページ (<http://www.pref.tokushima.jp>) 内、組織「農林水産部」の「鳥獣対策課」ページ内に掲載する。

(5) 提出書類に関しての留意点

- ア 企画提案書は1者につき1提案とする。
- イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ウ 提出期限後は、提出書類の変更、追加、差替え、再提出又は撤回を認めない。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- カ 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効となる。
 - ・提出先又は提出期限に適合しないもの
 - ・本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しないもの
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの

4 提案者の審査

(1) 審査方法

県が設置する審査委員会において、提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に採点評価し、基準点を満たし且つ1位の者を契約相手方の候補とする。なお、参加者が1者であっても、上記の方法で判断する。

ア プレゼンテーション実施日

令和8年8月17日（月）以降

イ プレゼンテーションの所要時間

1者あたり30分以内を予定（説明20分、質疑10分）

ウ 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時刻及び実施場所は、企画提案書の締切日以降、企画提案申請者に対し、書面で通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、県が厳正な抽選を行い決定する。
- ・プレゼンテーションの出席者の所属・職・氏名を令和8年8月14日（金）午後5時までにメールで報告すること。なお、出席者は最大3人までとする。
- ・プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査対象としない。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- ・参加申込書の提出が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。

(2) 審査基準

審査項目	審査の着目点	判断基準
提案内容に関する視点	コンセプト	事業の内容について、具体的で効果的な提案となっているか
	関連事業者との連携	業務遂行上必要な関係者との連携は可能であるか
	実現性	提案された業務内容は、本事業の目的を満たし、かつ実現性は高いか
	経済合理性	見積額及び積算内訳・根拠は適当で費用対効果が高いか
実施体制に関する視点	実施体制及び技術力	業務の遂行に必要な体制が確保されているか 麻酔銃によるニホンザル捕獲技術及び知識を有しているか
	スケジュール管理	業務スケジュールが具体的で、確実に実行できるか
実績に関する視点	類似業務の実績	過去の実績等から、確実に履行が期待されるか

(3) 審査結果

ア プレゼンテーションを実施したすべての参加者に対し、書面で通知する。

イ 審査等に関する照会には一切応じない。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

5 契約に関する事項

企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、県と委託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

なお、県と委託候補者の協議が整わない場合は、審査基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

6 スケジュール

公募開始	令和8年7月17日（金）
質問書の受付締切	令和8年7月31日（金）午後5時
参加申込書の提出締切	令和8年8月7日（金）午後5時
企画提案書の提出締切	令和8年8月14日（金）午後5時
審査委員会の開催	令和8年8月17日（月）以降
審査結果の通知	令和8年8月下旬

7 問合せ先

徳島県農林水産部鳥獣対策課

電話番号 088-621-2378

ファクシミリ 088-621-2781

E-mail choujuutaisakuka@pref.tokushima.lg.jp